

日本医学哲学・倫理学会誌『医学哲学 医学倫理』応募規程

- 第一条 応募原稿の著者は、当該年度の会費を納入済みの、本学会の会員でなければならない。
- 二 同じ号に同時に複数の原稿を応募することはできない。
- 第二条 内容は、医学哲学、医学倫理に関係のあるものでなければならない。また、二重投稿は認められない。
- 第三条 内容が倫理的配慮を必要とする場合は、倫理的配慮をどのように行ったのかを明記しなければならない。
- 二 倫理審査委員会の承認を得て実施した研究の場合は、承認を受けた倫理審査委員会の名称、承認年月日、承認番号を明記しなければならない。
- 第四条 応募原稿は完成原稿とし、論文と研究報告に分ける。
- 二 論文原稿は、注を含め、16,000字以内、研究報告は、注を含め、12,000字以内とする。その他の執筆要領については別途定める。
- 三 掲載論文・研究報告の体裁については編集委員会が決定する。
- 四 応募原稿は和文以外に英文を認めるが、英文での掲載を認めるか否かは編集委員会が決定する。
- 第五条 編集委員会は査読者を定め、応募原稿審査を行い、その結果により採用・不採用を決定する。査読のあり方については別途、査読規程を定める。
- 第六条 学会誌には、前年度大会における特別講演、シンポジウム等の内容を掲載する。また、応募のほかに編集委員会の依頼による論文・研究報告等を掲載することがある。
- 第七条 掲載論文・研究報告等の著作権は、日本医学哲学・倫理学会著作権規程に基づき、原則として学会に帰属するものとする。
- 二 掲載論文・研究報告等の著者本人による利用については、本学会は原則として異議を申し立てない。
- 第八条 応募原稿のうち、掲載が決定された論文および研究報告の著者は、掲載料として1編の論文につき1万円を本学会に納入しなければならない。掲載料を納入した著者には抜き刷り30部を配付する。著者が31部以上の抜き刷りを希望した場合は、その実費を著者が負担する。
- 二 前年度大会における特別講演、シンポジウム、ワークショップ等の報告、および編集委員会の依頼による論文・研究報告等の著者は、掲載料を納入する必要はない。これらの著者が抜き刷りを希望した場合は、その実費を著者が負担する。

(改正 2018年6月30日理事会)

【付記】本改正は『医学哲学 医学倫理』第37号から適用するものとする。